

氏名(本籍)	酒井和夫(東京都)		
学位の種類	医学博士		
学位記番号	博甲第687号		
学位授与年月日	平成元年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当		
審査研究科	医学研究科		
学位論文題目	新宗教が精神衛生に関する諸側面の実証的研究 ——心霊主義団体の心霊治療を受ける精神障害者の動態—— (dissertation形式)		
主査	筑波大学教授	医学博士	小泉準三
副査	筑波大学教授	医学博士	大菅俊明
副査	筑波大学教授	医学博士	安羅岡一雄
副査	筑波大学教授	文学博士	綾部恒夫
副査	筑波大学助教授	医学博士	稲村博

## 論文の要旨

### 《目的》

宗教とくにその心霊治療に対する精神医学や精神衛生学的見地からの研究は、宗教病理学、比較文化精神医学、社会精神医学などの領域から報告がなされてきたが、十分に解明されているとはいえない。

本研究は、新宗教(幕末以降に興った宗教)団体に心霊治療を求めて訪れた精神障害者に焦点をあててその実態について調査し、精神衛生や精神科医療などの面から分析し研究することを目的としたものである。

### 《対象と方法》

昭和59年12月から63年3月までの3年3ヶ月の期間に、心霊主義(spiritualism)の研究とその一般人への啓蒙を目的として東京に設立された宗教団体(以下S会と呼ぶ)で、除霊、因縁解除などの心霊治療を受けた者201名とそれらの家族に対してS会の治療室で面接調査を行い、このうち精神医学的な問題をもつ63例を研究の対象とした。

面接調査に際しては、この調査研究を円滑にすすめるために心霊治療と医学治療のいずれの側にも遍することなく可能な限り価値中立的な立場で対応するように配慮した。

対象者の内訳は、63例のうち男性34例(54.0%)女性29例(46.0%)で、10歳から30歳までの青年および成人早期の年齢層が約70%を占め、それらの居住地はほとんどが関東地方であるが北海道、

岡山、ブラジル等遠隔地からのものが数例であった。

職業別の内訳は、会社員16例 (24.5%)、学生14例 (22.2%)、公務員 3例 (4.8%)、大学講師 2例 (3.2%)、自営業 1例 (1.6%)、歯科医 1例 (1.6%)、無職26例 (41.5%) で、約半数が定職についていない者であった。

#### 《結 果》

対象者の精神医学的診断は、精神分裂病29例 (46.0%)、うつ病 4例 (6.3%)、抑うつ神経症 4例 (6.3%)、強迫神経症 3例 (4.8%)、その他の神経症 4例 (6.3%)、反応性うつ病 3例 (4.8%)、アルコール依存 1例 (1.6%)、摂食障害 1例 (1.6%)、てんかん 2例 (3.2%)、自閉症 1例 (1.6%)、脳性麻痺 1例 (1.6%)、心因性インポテンツ 1例 (1.6%)、解離性障害 2例 (3.2%)、分裂病型人格障害 1例 (1.6%)、登校拒否 6例 (9.5%) など精神分裂病がその約半数を占めていた。

これらのうち精神科的治療を受けているものは28例 (44.4%)、かつて治療を受けていたがS会来所時から治療を中断したものの10例 (15.9%)、過去にもS会来所後にも全く治療を受けていないもの25例 (39.7%)、であった。精神科治療を受けていないものや治療を中断したものの35例に精神科受診を勧めたが、そのうち11例のみが受診しただけで医学的治療を拒否し心霊治療による治癒を信じるものが多いことが特徴的であった。

対象者の15例が自己の症状を霊の憑依と考えて、その霊を除去する除霊の目的で来所しており、これらはすべて精神分裂病の憑依妄想にもとづいて受療したものであった。

#### 《考 察》

以上の研究結果から、心霊治療を受ける者の中にはその約1/3に精神障害者がみられその半数は精神分裂病であり、受療の動機が憑依妄想にもとづくものが多いことが明らかとなったが、このことは精神医学的に理解出来る点であり興味深い。このような病識のない精神障害者が現代の精神医学的治療の恩恵を受けることが出来ず、宗教に救いを求めようとする事については、それらの家族の精神障害者への理解と対応に問題があるが、慢性で難治性の精神障害のため宗教にその治療を求めようとする本人と家族の心理については理解できない訳ではない。しかし精神衛生的対策としては、このような心霊治療団体や受療者およびその家族と精神科医療関係者とが相互に理解し協調的かつ円滑な連携のもとに、このような精神障害者を医学的治療へ積極的に導入することが重要であると考えられる。

## 審 査 の 要 旨

本研究は心霊治療をおこなっている新宗教に治療を求めて訪れた精神障害者の動態を調査し分析した精神衛生学的研究である。

精神障害に対する心霊治療は人類の歴史が始まって以来行なわれていたと考えられているが、その実態について医学的な見地から詳細に研究されたものは少なく、本研究ではこの心霊治療に対し現代の精神科医療と精神衛生的対策の面で重要な指摘がなされその研究成果は評価出来る。

今後更に本研究を発展させ、可能な限りこのような精神障害者を現代の精神科医療に導入し、それらに対し適切な治療が受けられるような対策と啓蒙を行い、このことが精神衛生学の分野で貢献することが期待される。

よって、著者は医学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。